

**議事日程（一般質問日） 令和8年6月10日 午前9時開会**

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第21号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第22号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第23号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第24号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第25号 木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第26号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第27号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 9 議案第28号 財産の取得について
- 日程第10 報告第1号 令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について
- 日程第11 報告第2号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第3号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第4号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（8名）**

1番	黒宮武史	2番	波多野光雄
3番	後藤紀子	5番	古村護
6番	鎌田鷹介	7番	加藤真人
8番	服部英二夫	9番	伊藤好博

**欠席議員（0名）**

**議場出席説明者**

町長 三輪一雅 副町長 森清秀

教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹
危 機 管 理 課 長	真 田 幸 浩	会 計 管 理 者	神 野 美 紀 恵
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	中 里 満 博
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	服 部 直 子
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子 ども ・ 健 康 課 長	佐 藤 信 恵	ふ れ あ い の 里 所 長	松 本 大

**事務局出席職員**

事 務 局 長 伊 藤 雅 人 議 会 事 務 局 龍 本 佳 奈

=====

午 前 9 時 0 分 開 会

○議長（服部英二夫議員） 皆様、改めておはようございます。

議員各位には、諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また、三輪町長をはじめ執行部の皆様におかれましてもご出席いただきありがとうございます。

令和8年第2回定例会は、6月3日に開会され、本日は一般質問日でございます。

この後行われます一般質問、並びに議案審議に際しまして、慎重な審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

只今の、出席議員数は8名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

**日程第1 一般質問について**

○議長（服部英二夫議員） 日程第1、一般質問についてを行います。

一般質問は、

9番議席、伊藤好博議員。

6番議席、鎌田鷹介議員。

1番議席、黒宮武史議員の3名から通告を受けています。

一般質問の発言の順番は、定例会開会日の議会運営委員長報告のとおり、受付順に発言していただきます。

なお、質問内容は、簡潔、明瞭をお願いいたします。

それでは、はじめに、9番議席、伊藤好博議員の質問を許します。

登壇の上、お願いします。

○9番（伊藤好博議員） 議長、9番。

○議長（服部英二夫議員） 9番議席、伊藤好博議員。

○5番（伊藤好博議員） おはようございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。第2回定例会において、一般質問をさ

せていただきたく通告しました。質問の相手は教育長。教育長さんよろしく願いいたします。

第3期木曾岬町教育振興基本計画「トマッピー教育プランⅢ」令和8年から令和12年の5か年間の概要を読ませていただきました。教育行政の目標で、「すべての町民が生きる喜びを実感できる人づくり、社会教育の目指す姿として、地域に根差した学びの輪が広がるまちづくりを目指して」そして学校教育の目指す子どもの姿として「夢に向かいチャレンジする輝く木曾岬っ子」その下に説明の文章があります。私たちも「トマッピー教育プランⅢ」の冊子をいただきました。前置きが長くなりましたが、本題に入ります。

「児童・生徒を守るための教育推進について」

SNSを悪用した「トクリュウ」匿名・流動型犯罪グループという意味だそうです。「トクリュウ」等の犯罪に若者の層が巻き込まれる事件が、現在大きな社会問題となっています。

本町には小中学校・各1校しかなく、生徒は卒業後、町外の高校等へ進学して行動範囲が大きく広がります。だからこそ、スマートフォンを持ち始める義務教育の段階で、「被害者にも加害者にもならない」ための強い規範意識と判断力を身につけさせることが非常に重要です。私はそう思っております。

そこで、子どもたちを守るため、教育長の現状認識と今後の対策についてお伺いします。

質問事項1つ目として、現在、小中学校において、「加害者にも被害者にもならない」ためのSNS教育（情報モラル教育）は、どのように行われているのでしょうか。

2つ目に、中学校を卒業するまでに正しい判断力を養うため、警察・専門家との連携や、家庭への啓発を今後どのように強化していくお考えかお聞かせください。

よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 9番議席、伊藤好博議員の質問に対して、教育長、ご答弁願います。

○教育長（伊藤芳彦教育長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤芳彦教育長） おはようございます。

9番議席、伊藤好博議員の「児童・生徒を守るための教育推進について」のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のようにSNSを悪用した各種の犯罪に若者が巧みに利用され、巻き込まれている昨今のニュースに胸を痛めるとともに、義務教育段階での情報モラル教育の重要性を再認識しているところでございます。

それでは本町の現状に関し、順にご答弁申し上げます。

1点目、現在、小中学校において「加害者にも被害者にもならない」ためのSNS教育（情報モラル教育）は、どのように行われているのかについてでございますが、本町の小中学校における情報モラル教育につきましては、文部科学省の学習指導要領に基づき、計画的に実

施しております。たとえば、小学校5年生道徳科では、現行教科書に「SNSいじめ」という内容が掲載されておりますし、また、3年生の道徳科の現行教科書では、「新聞係」を通して、新聞の内容で人が傷つく内容は載せないことを指導する内容となっております。

また、学習用タブレットの使用については、ICT支援員が定期的に授業に入り、学級担任とともに学習用タブレットの適切な使い方について指導しております。この学習用タブレットには、不適切なサイト等に行かないようにフィルタリングをかけており、加えて、定期的に児童生徒のタブレットの中身を確認して、不適切な使用がなされていた場合には、その都度指導しております。スマートフォンなどご家庭で日常使用している機器に関する指導についてですが、小学校では、学年に応じて、インターネットやSNSは便利な反面、使い方を誤るとトラブルやいじめにつながる危険性があるため、お家の人とルールを決めて使うよう児童に話をしているほか、折に触れ学校通信や学年通信で保護者向けにも発信しております。

中学校では、技術科の授業の中でICT支援員同席のもと技術科の教員が、フィルタリングをかけることの意義やネットモラルについて、生徒に指導する時間を設けております。SNSの使い方には十分注意すること、人の悪口を書いたり、許可無く画像を送ったりするなどの間違った使い方をしないよう指導をしております。また、全学年を対象に、ネットモラル講座を行っており、昨年度も7月に桑名警察署の方にお越しいただき、SNSの使い方や闇バイトについて注意すべき点をお話しいただいたと聞いております。

次に、2点目、中学校を卒業するまでに正しい判断力を養うため、警察・専門家との連携や、家庭への啓発を今後どのように強化していくかについてですが、教育委員会では、昨年11月、中学生向けに、SNSや動画配信の実態に精通した、UUUM株式会社を講師として招き、SNS発信の影響、匿名性の限界、誹謗中傷・炎上の仕組み、若年層が巻き込まれやすいトラブル事例などについて、専門的な視点から講演を実施いたしました。児童生徒にとって身近なYouTubeやSNSの世界を題材とすることで、危険性をより現実的に捉える機会となり、非常に有意義であったと評価しております。今年度は中学生への講演に加えて、小学5、6年生を対象に情報モラル教育の授業を実施予定となっております。今後も、こうした民間企業の専門的知見を積極的に活用し、教育内容の充実を図ってまいります。

また、長期休業前等には、保護者に対して家庭でのルール作りやフィルタリングの利用を呼び掛けるなどの啓発を行うよう学校に指導し、児童生徒がいじめや犯罪被害にあうことがないように各家庭への啓発を強化していきたいと考えております。

以上のことを申し上げ、「児童・生徒を守るための教育推進について」のご質問に対する答弁といたします。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤好博議員、よろしいですか。

○9番（伊藤好博議員） 議長、9番。

○議長（服部英二夫議員） 9番議席、伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） ご答弁、ありがとうございます。

きめ細かに指導をしていただいていることはよく伺えました。安心するところもあるのですが、最近本当に凶悪な強盗殺人事件に、少年たちが巻き込まれたのです。皆さんもご承知だと思いますが、栃木県上三川町でおきた事件は少年4人が逮捕されました。このような、「トクリュウ」による犯行をやらなければ、家族、友人を殺すと脅され、弱みにつけ込んだ方法です。少年の考え方もあるかと思いますが、高額報酬は簡単に得られるはずがない。そういうことを常に自覚させるような教育をしていかないと、どんどん犠牲者が増えます。家庭や学校で命の尊厳や、遵法精神の大切さを繰り返し説く必要があると思っています。教育の基本だと思います。よろしくお願ひしたいと思っています。

それからもう1つあるのですが、「納得感」が大事。これは前回の一般質問の際に町長にもお願ひしたのですが、重要なのは教育に関して、トップダウンの意思決定ではなく、対話を通じて「納得感」を得るプロセスの社会や教育の仕組みを取り入れること。教育関係の整備や教育のプログラムの構築が必要ではと思います。そうすることで、一人一人が意識や行動をみずから変え、みずからの意思で未来を選びとる。このようになるのではないかと思います。対話は大事だと思っています。対話を通じて納得感を得る体験。また、日常の中で感じる小さな違和感にふたをせずに「問う力」を養い、目の前の相手に関心を持ち、深く耳を傾ける。こうした行動の積み重ねが未来を選択する力を育てると考えております。一人一人が納得感を持って行動すれば、社会、教育、全体のムードは悲観から希望へと転じ、多様な生き方が自然に受け入れられる。本音の対話こそが、誰もが自分の意思で未来を選び取れる人になると言われております。私もそのように思います。このデジタル社会でのスマートフォン、AIを正しく活用する指導も必要ではないかと考えております。子どもに対して上からの命令ではなく、子どもに「納得感」を得られるような指導を今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

教育長のご意見をお伺ひしたいと思っています。

○教育長（伊藤芳彦教育長） ありがとうございます。

先ほど議員がおっしゃった、上からではなく「納得感」が得られる教育であるとか、あるいは対話を重視するべきであるというお話をいただきましたが、非常に重要な視点だととらえております。

私が考えるのは、言葉は違いますがほぼ同じだと考えております。これからの子どもたちにどんな大人に育って欲しいかと言いますと、「みずから学ぶ」自分が学んでいるだけでなく、友達や仲間とともに考えて行動する際には、色々な情報の中から判断し選択して行動できる。そのような子どもを育てていくことが非常に重要だと考えております。

先ほど議員がおっしゃることと言葉は違いますが、ほぼ意味は一緒なのではないかととらえさせていただきました。

現在、世界中が文化の時代、不確定な時代、予測困難な時代と言われる時代にあり、大体決まっていることは、AIやロボットがやってしまう。そのような時代にあって、人間がみずか

ら考えなければならないことを、自分で考え周りの人とともに考えて行動に移していく、それが非常に重要なことだと思っております。その部分については、文部科学省も、学校で一番時間を占める授業の場面でも「主体的で対話的で、深い学び」を繰り返し言っております。現在、国では、2030年ごろから新しい学習指導要領に変わりますが、それに向けていろいろ検討が重ねられておりますが、「主体的で対話的で深い学び」をもっと学校に定着させたいということで、「実装」という言葉を使って説明をしております。このことは多分これからも変わらないと思います。

先ほど議員がおっしゃっていただきましたが、3月に出させていただいた「トマッピー教育プランⅢ」の中でも、「グローバルな時代にふさわしい教育」で、学ぶことと自己の将来との繋がりを見通しながら、チームや人間関係を築いていく力を伸ばしていきたいとうたっております。この部分を小中学校やこども園ではどのように目標に落とし込んでいくかといいますと、小学校が「生きる力を備えた木曾岬っ子」という言い方をしています。議員がおっしゃった内容や、私が申し上げた内容を目標として「生きる力」という言葉に言い換えております。

中学校は「自立と共生」という言葉で合言葉のように言っております。

こども園は、目標の最初に「遊びや生活をとおして」という文言がございます。遊びというのは、ネガティブにとらえられるのですが、そうではなくて小さい子にとっては遊びが非常に重要な要素です。朝、登園してかばんを置いて周りを見て、遊んでいる子がいたら、今日は何んな遊びをしようか。自分の興味関心に応じて選択して入っていくわけです。ですから遊びは非常に重要な要素であると思っております。そのような目標を掲げて、議員がおっしゃることを一朝一夕にはいきませんが、地道に積み重ねていくことを大事にしていきたいと考えております。

以上、私どもの今の取り組みを、大変支えていただくご発言をいただいたことを感謝申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤好博議員、よろしいですか。

○9番（伊藤好博議員） 議長、9番。

○議長（服部英二夫議員） 9番議席、伊藤好博議員。

○9番（伊藤好博議員） どうもありがとうございます。

本当に教育が一番大事だと思っております。ゆとり教育やデジタル社会になってからの義務教育は本当に大変だと思います。そして、木曾岬町の置かれている現状は、外国人の方のお子さんも小中学校に入ってみえます。このような状況で先生にかかる負担は本当に大きいと思います。一番大事な時期は子どもの成長する義務教育の過程だと思います。先ほど教育長さんが言われたように、こども園の時期も同様ですが、「生きる力」をつけることが一番大事だと思います。私は「問う力」も大事だと思います。「生きる力」をつけて大変な苦労があると思いますが、時代に合った教育方針を取っていただいて「すべての町民が生きる喜びを実感できる

人づくり」を目指して頑張っていたきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（服部英二夫議員） 続きまして、6番議席、鎌田鷹介議員の質問を許します。

登壇の上をお願いします。

○6番（鎌田鷹介議員） 議長、6番。

○議長（服部英二夫議員） 6番議席、鎌田鷹介議員。

○6番（鎌田鷹介議員） 改めまして、おはようございます。

6番議席の鎌田鷹介でございます。通告書の内容に従い質問をさせていただきます。

「児童生徒への交通安全教育の徹底と、町支給ヘルメットの運用・安全対策について」ですが、当町では、子どもの安全を守る先進的な取り組みとして、小学校および中学校の入学時に、全員に「SGマーク付き自転車用ヘルメット」を無償支給しており、これは保護者からも大変高く評価されている素晴らしい施策です。

しかし、ハードウェアが100%行き渡っているからこそ、その「運用の実態」に目を向けなければなりません。製品安全協会（SGマーク）の基準では、自転車用ヘルメットの有効期限は「使用開始から3年」が目安とされています。小学校の入学時に配られたヘルメットを、身体の成長が著しい6年間そのまま使い続けることによる、サイズの不適合や、経年劣化による衝撃吸収能力の低下は、子どもの命を守る上で極めて大きな死角となり得ます。

現在、紛失や不具合、サイズ交換などによる2回目以降の取得には、保護者が税別で2,500円を自己負担する有償対応となっておりますが、この経済的負担がハードルとなり、「頭が痛いけれど我慢して被る」「劣化したまま使い続ける」といった本末転倒な状況を生んでいないでしょうか。

当町は道幅が狭く、大型車の往来もある町道を通学路として抱えています。せっかくの町によるヘルメット支給という施策が、配って終わりにならず、真に児童生徒の命を守る盾として実効性を持つよう、安全教育の実態とヘルメットの有償交換制度、通学路対策についてお聞きいたします。

1点目に、木曾岬小学校・木曾岬中学校において、支給されたヘルメットの顎紐を適切に締めるなどを含めた正しい着用について、どのような具体的かつ実践的な安全指導を行っているのかお聞きします。

2点目に、児童生徒の身体の成長によるサイズ不適合や、長年の使用による経年劣化・破損が生じた場合「2,500円の負担を避けるために交換を躊躇し、不適切なサイズや状態のまま着用し続ける」という安全上のリスクをどのように認識しているかお聞きいたします。

3点目に、経済的理由などにより交換費用が負担となっている世帯への配慮や、特に成長の著しい小学校の高学年進級時など、3年の有効期限やサイズ不適合等の安全性を担保

するため「定期的な無償交換・サイズチェック体制」を導入する考えはないかお聞きいたします。

4点目に、これまで「登下校防犯プラン」や合同点検等で危険箇所の把握が進められてきたが、現在の通学路における未対策の危険箇所の現状についてお聞きいたします。

5点目に、自転車通学の主要ルートにおいて、ドライバー側へ児童生徒の存在を強く意識させる路側帯のカラー舗装化や、注意喚起看板の増設など、即効性のある安全対策をさらに拡充していく計画はあるのかお聞きいたします。

○議長（服部英二夫議員） 6番議席、鎌田鷹介議員の質問に対して、教育長ご答弁願います。

○教育長（伊藤芳彦教育長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤芳彦教育長） 6番議席、鎌田鷹介議員の「児童生徒への交通安全教育の徹底と、町支給ヘルメットの運用・安全対策について」のご質問に対して、ご答弁申し上げます。

質問項目1点目、木曾岬小学校・木曾岬中学校において、支給されたヘルメットの「正しい着用（顎紐を適切に締めるなど）」を含め、どのような具体的かつ実践的な安全指導を行っているかについてでございますが、ヘルメットの正しい着用は、万が一の事故の際、児童生徒の命を直結して守るための極めて重要な手段であると認識しております。本町では、学校・家庭・地域が連携し、日頃から習慣化を図る指導に努めております。

小学校における取り組みでございますが、まず家庭と共通理解を図ることが重要です。ご家庭への配布資料において、登下校時はもちろんのこと、下校後の自転車利用時においてもヘルメットを着用することを明記し、毎日の持ち物として定着を図っております。

また、実践的な指導として、下校指導時の校庭待機中に教員が一人ひとりの着用状況を確認し、顎紐が緩んでいる児童にはその場で個別に声かけを行い、正しく装着するまで指導をしております。さらに、学期ごとに行う計3回の避難訓練時にも、ヘルメットの着用および顎紐の確認を組み込むことで、非常時の行動として身につくよう指導を繰り返しております。

次に、中学校における取り組みでございますが、自律的な安全意識の向上を重視しております。入学時のオリエンテーションにおいて正しい装着方法を指導することはもちろん、日々の校門指導等の機会を捉え、着用状況を確認しております。着用が不十分な生徒に対しては、ただ注意するだけでなく、適切に締める必要性を個別に指導することで、納得感を持って着用できるよう取り組んでおります。また、年1回の交通安全教室を通じて、全校生徒に対し、最新の安全情報に基づいた指導を継続しております。

ヘルメットの着用指導は、一度の指導で終わるものではなく、日々の積み重ねが重要であると考えます。今後も、指導の「形骸化」を防ぐため、教職員による日常的な確認を継

続するとともに、保護者の皆様とも連携を深め、児童生徒が自ら進んで安全を守る意識を持てるよう、実効性の高い指導に努めてまいります。

次に質問項目2点目、児童生徒の身体の成長によるサイズ不適合や、長年の使用による経年劣化・破損が生じた際、「2,500円の負担を避けるために交換を躊躇し、不適切なサイズや状態のまま着用し続ける」という安全上のリスクをどのように認識しているかについてでございますが、現状のヘルメットは、小学校入学時と中学校入学時に公費購入のうえ配布しております。令和7年度購入単価は、税別2,500円、税込み2,750円で、配布後の追加配布は行っていないことから議員ご質問のとおり交換を躊躇されるご家庭もあると思われまます。

そして、質問項目3点目、経済的理由などにより交換費用が負担となっている世帯への配慮や、特に成長の著しい小学校の高学年進級時など、3年の有効期限やサイズ適合等の安全性を担保するための「定期的な無償交換・サイズチェック体制」を導入する考えはないかについてでございますが、先ほどの質問項目2点目、安全上のリスクも含めてご答弁申し上げます。

本ヘルメットは自転車用であります。小学生と中学生は同じものを使用しており、交換時期の目安は使用開始から3年以内とされております。

現在、小学生はその交換時期を超えて使用をしていますが、本ヘルメットは自転車走行を想定される、比較的大きな衝撃から頭部を保護する目的で製造されたものであり、徒歩での使用においては、衝撃の頻度や範囲は限定的と考えております。よって経年による性能低下を考慮しても、徒歩利用には一定の衝撃を緩和するものと判断をし、小学生においては割れや変形、劣化などが無い場合には6年間継続して使用しております。

中学生においては3年以内の使用ということで、特に問題とはしておりません。

なお、交換費用の負担に関しては自己負担となりますが、経済的に厳しい児童生徒の保護者の皆様に対しては義務教育の円滑な実施を図るための準要保護児童生徒就学援助費として学用品費等支援する制度がございます。この制度での援助を継続することとします。

また、ご質問にありましたサイズチェックについては、特段チェック体制を調べていなかったことから、ご家庭においてヘルメットのアジャスター調整、サイズチェックを行うよう周知を図ることとします。

次の質問項目4点目、これまで「登下校防犯プラン」や合同点検等で危険箇所の把握が進められてきたが、現在の通学路における「未対策の危険箇所」の現状についてでございますが、本町では「木曾岬町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し合同点検を継続的に実施しております。これまで対策を積み重ねてきた結果、多くの通学路において、視認性の向上や、ドライバーへの注意喚起など、着実な環境整備が進んでおります。

また、本年度4月8日に開催しました通学路安全推進会議では、危険箇所として、県道

三崎交差点北・木曾岬神社南付近での私有地における積み荷の管理問題や、西対海地和泉線、外平喜小学校線の交差点で4月6日に発生しました自動車横転事故から対策ができないものかと協議が行われました。今後も関係各機関と一丸となり、子どもの命を守るための対策を進めます。

次の質問項目5点目、自転車通学の主要ルートにおいて、ドライバー側へ児童生徒の存在を強く意識させる路側帯のカラー舗装化や、注意喚起看板の増設など、即効性のある安全対策をさらに拡充していく計画はあるかについてでございますが、建設課へ状況を確認しましたのでお答えします。

路側帯のカラー舗装や注意喚起看板の拡充についてでございますが、小学校や警察、三重県と連携して実施する通学路合同点検の結果に基づき、危険性が認められる箇所には、その場に適した安全対策施設の設置について、積極的に拡充を図ってまいり所存でございます。

また、本年9月施行の道路交通法施行令改正により、センターラインのない生活道路にあっては、法定速度が時速30kmに引き下げられることとなります。歩行者や自転車の安全を確保する上で、この規制強化は極めて重要であると認識しております。本町におきましても、この改正を好機と捉え、通学路をはじめとする生活道路の安全確保に一層努めてまいります。

以上のことを申し上げ「児童生徒への交通安全教育の徹底と、町支給ヘルメットの運用・安全対策について」のご質問に対する答弁といたします。

○議長（服部英二夫議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○6番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 6番議席、鎌田鷹介議員。

○6番（鎌田鷹介議員） ありがとうございました。

3点目の質問について再質問させていただきます。

先ほどの答弁で「衝撃の範囲が限定的と考えており、割れや変形・劣化がない場合には、6年間継続しても大丈夫」というご答弁いただいたのですが、メーカーのホームページによれば、一度も使用したことのないヘルメットであっても、3年間たつと中身がどうしても劣化してしまうのです。これは見て判断できないですし、メーカーも4年目は想定してないため保証制度がつけられています。チェックが難しいものですので、3年以内に交換するべきだと思いますが、この部分について答弁お願いいたします。

○教育長（伊藤芳彦教育長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤芳彦教育長） はい、ありがとうございます。

子どももヘルメットが、3年以内の保証であるというのはホームページ等で調べております。

ただ、先ほど申し上げましたように、4年過ぎたものが全く用をなさないかと言いますと、そうでもないと認識しております。理想を言えば、議員がおっしゃるように4年目からは交換していくのが理想的なパターンかもしれませんが、4、5年経って割れた場合は仕方ないですが、そうでなければ衝撃があったときに全く役に立たない訳ではないととらえております。

少し視点は異なりますが、私どもの小学校は避難訓練の際に、防災ヘルメットとして支給したヘルメットを活用しております。地震を想定した避難訓練のときには、このヘルメットをかぶって校庭に避難します。このようなヘルメットがある学校はあまりないと認識しております。私が勤めた学校で担任をしていた当時に、地震を想定した避難訓練の場合、教科書を頭に乘せて避難をしろという指導をしておりました。それに比べるとえ4、5年経過したヘルメットであっても全く役に立たないわけではないと判断しております。

ただ、保護者の方々に周知をさせていただいて、保証は3年ですのでご心配の方はぜひ交換をしていただきたいことや、もちろん保護者の方のご負担ですが、サイズが合わない場合は交換していただくようにお考えくださいという周知はしていく必要が今まで以上にありとと考えております。

以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） 6番議席、鎌田鷹介議員よろしいですか。

○6番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 6番議席、鎌田鷹介議員。

○6番（鎌田鷹介議員） ありがとうございます。

まず、周知していただくのは大事なことだと思います。あと「サイズチェック」に関してご家庭でアジャスターのサイズの再度チェックを周知するのも併せてどのような形でこれから周知していただけるのかをご答弁お願いいたします。

○教育長（伊藤芳彦教育長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤芳彦教育長） まずは文書で配布させてもらわなければならないと思っております。その上で、このようなご質問もいただいていることで、小学校の校長とも相談をしながら、例えばこれから7月になりますと個人懇談会やPTAの会議が随時ありますのでそのときに呼びかけていただくなど、当面はそのような方向で周知できないかと考えております。

以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） 鎌田鷹介議員、よろしいですか。

○6番（鎌田鷹介議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 6番議席、鎌田鷹介議員。

○6番（鎌田鷹介議員） 先ほどの顎紐のことや、1度大きな衝撃を受けたときに交換しなければならないことを含めて、命を守るために大事なことです。ぜひ1人でも多くの方に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（服部英二夫議員） 続きまして、1番議席、黒宮武史議員の質問を許します。

登壇の上、お願いします。

○1番議席（黒宮武史議員） 議長、1番。

○議長（服部英二夫議員） 1番議席、黒宮武史議員。

○1番議席（黒宮武史議員） 皆様改めまして、おはようございます。

通告書に従いまして「消防団員の確保および組織力の強化について」質問いたします。

木曾岬町の地域防災において、消防団はなくてはならない不可欠な存在です。

しかし、全国的な傾向と同様に、本町におきましても新規の団員数の減少が続いており、将来にわたる地域防災力の維持・向上が懸念されております。災害が激甚化・多様化する中、消防団の魅力を高め、町民の皆様が入団しやすい環境を整えることは急務であると考えます。

そこで、消防団の現状に対する町の認識と、今後の具体的な対策について、3点お伺いします。

1点目に、「団員数の推移と充足状況の強化について」直近5年間における消防団員数の推移と出動人員、また現在の充足状況について、町はどのように評価・分析されているのでしょうか。

2点目に、「処遇改善と活動環境の整備について」消防団員の処遇改善、具体的には報酬、出動手当、装備の充実などに関する現在の考え方と、実施状況についてお聞かせください。

3点目、「負担軽減と入団促進に向けた新たな取り組みについて」消防団員の負担軽減と入団促進に向けて、以下の取り組みをどのように進めていくお考えでしょうか。

アとして、機能別消防団員制度の導入検討について。

イとして、被雇用者が入団しやすい環境づくりのための、町内事業所への協力依頼についてお伺いします。

○議長（服部英二夫議員） 1番議席、黒宮武史議員の質問に対して、町長ご答弁お願いいたします。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 皆様、改めましておはようございます。

令和8年第2回町議会定例会が6月3日に開会され、今期定例会には令和8年度の補正予算案、条例改正案など8件の議案のご審議をお願いしているところでございます。

本日は一般質問を迎え、3名の議員の方からご質問いただいております。

先ほど伊藤好博議員の方からご質問がありました、「トクリュウ」の件ですが、ニュースで流れてくるのは本当に限られた部分ではありますが、実際には昨年1年でも1万2,000人以上の方が逮捕されたというお話があります。そのような事件を起こしてしまう少年たち、未成年の子どもたちというのは、情報が偏ってしまうと思うのです。テレビやネットの情報だけではなくて、大人や学校も含めてしっかり伝えることは、とても大切なのではないかと思うところでございます。

それでは、私からは、1番議席、黒宮武史議員の「消防団員の確保および組織力の強化について」のご質問に対して、ご答弁申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、消防団の皆さまは、火災や災害などから町民の生命と財産を守るため、日々、献身的にご活動いただいております。この場をお借りして敬意と感謝を申し上げたいと思います。

このように、消防団は地域の消防・防災の中核として重要な役割を果たしてきた一方、近年の全国的な少子高齢化や社会情勢の変化により、消防団を取り巻く環境は急速に変化しております。町といたしましても、将来にわたって消防団員の確保や組織力の維持・向上は非常に重要な課題と認識しており、消防団の皆さまが活動しやすい環境を整備し、入団を促進していくことは重要な役割と考えております。

その上で、ご質問の3点についてお答えいたします。

1点目の「消防団員数の推移と出動人員、充足状況について」でございます。当町の消防団の定員は条例で82名と定めております。直近5年間の4月1日における消防団員数は82名で、充足率は毎年度100%を維持しているところでございます。

年度ごとに平均4名の退団者と入団者により、入れ替わりが行われていますが、分団によって差があり、今後の団員確保については、強い問題意識を持っております。

また、出動人員につきましては、建物等の火災や全体の訓練においては直近5年間の平均で、1回あたり約40名程度の出動となっております。

次に2点目の、「消防団員の処遇改善と実施状況について」でございます。消防団員の負担に報い、活動へのモチベーションを維持していくためにも処遇の改善は不可欠のものと考えております。

当町の処遇改善の実施状況は、平成30年度と令和5年度に、年報酬や出動報酬の改正を行っており、全国平均を上回る水準となっております。

装備品に関しては、令和4年度から小型動力ポンプ付き普通積載車を順次更新しており、その他の少額の装備品等についても、毎年充実を図っていますが、今後、実施予定の消防団・分団とのヒアリングを行う中で、要望の聞き取りも行っていく予定であります。

最後に、「消防団員の負担軽減と入団促進に向けた取組について」でございます。

まず、「機能別消防団員制度の導入検討」についてですが、大規模災害時の後方支援や広報

活動など特定の活動にのみ参加いただく機能別消防団員制度は、現団員の負担軽減や、退団された団員等の知識・経験を活用する上で有効な手段の一つであると認識しております。

今後、定数の充足が困難になる状況が生じた場合には、この制度の導入を含め、柔軟に対応していきたいと考えています。

次に、「入団しやすい環境づくりのための、町内事業者への協力依頼」についてでございます。町として、商工会と連携し、町内事業者へ消防団活動への協力依頼や活動内容のPRを行っております。生業を持ちながら消防団活動に取り組まれる団員が、職場で理解と協力を得られるよう、今後も引き続き、消防団への協力依頼を続けてまいります。

消防団を将来にわたって維持し、強化していくためには、行政だけで支援するのではなく、町民の皆様や事業所の皆様の理解と協力が必要です。

今後も関係各位と連携しながら、魅力ある消防団づくりと入団促進に取り組んでまいります。

以上のことを申し上げ、黒宮武史議員の「消防団員の確保および組織力の強化について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部英二夫議員） 黒宮武史議員、よろしいですか。

○1番議席（黒宮武史議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 1番議席、黒宮武史議員。

○1番議席（黒宮武史議員） ありがとうございます。

1点目の質問で、1回当たりの平均の出動人員数が40名ほどと半数ぐらいですが、この人数で訓練はできていますか。人数は足りてないのではないかと思いますがいかがですか。

○危機管理課長（真田幸浩課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 真田危機管理課長。

○危機管理課長（真田幸浩課長） ご質問にお答えいたします。

平均40名ほどでございますが、やはり火災のときは突然呼ばれますので、全員が来るのはなかなか難しいと思っておりますし、近年減っているわけではございませんので、大体40名ほどの半分ぐらい来ていただいて、対応していただいているので後方支援として十分活動いただいていると理解しております。

また、訓練においても日を指定させていただいておりますので、どうしても都合の合わない方もみえますので、半分程度の参加率で訓練においてもしっかり活動いただいておりますので、現状、そのようなところでは問題ないと思っております。

○議長（服部英二夫議員） 黒宮武史議員、よろしいですか。

○1番議席（黒宮武史議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 1番議席、黒宮武史議員。

○1番議席（黒宮武史議員） 3点目の、機能別消防団員制度の導入検討についてですが、僕も制度が導入されたら入りたいとは思っております。

私も20代から30代の頃、消防団に所属し活動しておりました。ですが、消防団経験者や

活動内容を知っている方には、消防団への理解が得られている一方で、活動内容をよく知らない町民の方も少なくないと感じております。

消防団は火災時の消火活動だけでなく、防災訓練や警戒活動など、地域防災に重要な役割を担っておりますが、その活動内容が十分に伝わっていないのではないのでしょうか。そこで、広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、消防団の活動状況や地域の貢献についてより積極的に情報発信してはどうかと考えます。

町として今後どのように消防団活動の周知や町民の理解促進に取り組んでいく考えなのかお伺いします。

○危機管理課長（真田幸浩課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 真田危機管理課長。

○危機管理課長（真田幸浩課長） 消防団活動の内容を正しく伝えることでご答弁申し上げます。

現在、広報きそさき、町のホームページ、自主運行バスで団員の告知をお知らせするとともに、町民体育祭、防災フェア、ふれあい広場などで、町イベントでの消防団活動のPRを団員に行っていただいております。

また、小学生に対して、消防団の見学の際、設備だけではなくて、活動内容を伝えるようにもしております。こういった活動だけではなくて、今後、町のホームページに活動を伝えるページを新たに作り、PRに活用していこうと考えておりますので、正しく消防団活動が伝わるように行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 黒宮武史議員、よろしいですか。

○1番議席（黒宮武史議員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 1番議席、黒宮武史議員。

○1番（黒宮武史議員） 是非ともホームページに載せてください。お願いします。

以上、3点についてお伺いいたしました。

消防団は、地域コミュニティの繋がりを維持する上でも極めて重要な組織です。持続可能な消防団体制の構築に向け、実効性のある施策の推進を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（服部英二夫議員） 以上をもちまして、通告いただいております一般質問はすべて終了しました。

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分をお願いいたします。

午前10時 2分休憩

午前10時20分再開

日程第 2 議案第 21号 令和8年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1

号) について

日程第 3 議案第 22 号 令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算  
(第 1 号) について

日程第 4 議案第 23 号 令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算  
(第 1 号) について

日程第 5 議案第 24 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の  
増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する  
協議について

日程第 6 議案第 25 号 木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 26 号 木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例の制定について

日程第 8 議案第 27 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 9 議案第 28 号 財産の取得について

○議長(服部英二夫議員) それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

これより議事に入ります。

日程第 2、議案第 21 号、令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第 1  
号) についてから日程第 9、議案第 28 号、財産の取得についての 8 議案を一括上程し、  
これを議題とします。

上程しました会議魏件名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(伊藤雅人事務局長) 議長。

○議長(服部英二夫議員) 伊藤議会事務局長。

[職員朗読]

○議長(服部英二夫議員) ただ今、議題としました議案につきましては、定例会開会日  
に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明が行われておりますので、これより議案の  
質疑に入ります。なお、質疑の回数は会議規則第 55 条の規定により、1 議題につき、1  
議員 3 回までとなっておりますので、ご承知おき願います。

最初に、議案第 21 号、令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第 1 号)  
についてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はございませんか。

[暫くして]

○議長(服部英二夫議員) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第 22 号、令和 8 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計補正予算(第 1  
号) についてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第23号、令和8年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第1号）についてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第24号、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第25号、木曾岬町の私債権等の管理に関する条例の制定についてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第26号、木曾岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第27号、損害賠償の額を定めることについてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、議案第28号、財産の取得についてを審議します。

質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

議案第21号から議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第28号は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第10 報告第1号 令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

日程第11 報告第2号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第12 報告第3号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第13 報告第4号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第10、報告第1号、令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてから日程第13、報告第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

[職員朗読]

○議長（服部英二夫議員） ただいま議題としました報告案件につきましては、定例会初日に町長の提案理由説明と執行部による詳細説明をお聞きいただき、ご精読のことと存じます。

よって、これより報告案件の質疑に入ります。

はじめに、報告第1号、令和8年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和7年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第2号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第3号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

次に、報告第4号、令和7年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計予算事故繰越計算書の報告について、質疑のある方はご発言ください。

質疑はありませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） ご質疑はないようですので、これで質疑を終了します。

これにより、報告第1号から第4号までの4つの議案について、地方自治法第243条の3第2項、地方自治法施行令第146条第2項および地方公営企業法第26条第3項に基づく報告を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前10時32分散会

○議長（服部英二夫議員） 議員の皆様方、三輪町長をはじめ執行部の方々には慎重なご審議ありがとうございました。

なお、最終日は6月12日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

皆様大変ご苦勞さまでした。